

入学料・授業料徴収猶予願等の記入要領について

提出された書類に虚偽があると判明した場合も不許可となります。住民票以外の提出物については、入学手続き時にお知らせします。

1 共通事項

- 令和2年4月1日現在の状況を記入してください。
- 願書および家計調書は、黒インクまたは黒のボールペンを用いて（**摩擦熱等で文字が消えるペンの使用は禁止**）楷書ではっきり記入してください。ただし、4月1日現在において申請時の状況と異なることが明らかで（進学・就職予定等）**未確定な箇所の記入は、鉛筆を使用してください。**
例）現在中学3年生で高校進学予定の場合は、在学学校名欄に「高校進学予定」と鉛筆書きしてください。
- ※印は該当する事項を○で囲んでください。該当しない場合も未記入とするのではなく、「無」に○をしてください。
- 間違った箇所は二本線で抹消し、その上部等に記入してください。修正液等は使用しないでください。

2 「入学料徴収猶予願」および「授業料徴収猶予願」

- 入学料・授業料それぞれの徴収猶予願は共通の様式を使用します。
- 日付は、徴収猶予願を大学へ提出する日付を記入してください。
- 署名および押印は、本人が自署・押印（鮮明に）してください。（私費留学生の方は保証人の署名等は不要です）
- 入学にあたり転居する予定である場合は、現住所を住所欄に鉛筆書きしてください。
- 事由欄**は、徴収猶予を必要とする理由を申請者本人が日本語もしくは英語で**具体的・詳細に記入してください。**

◎家計支持者が現在無職または無職に近い状態で、経済的な収入が皆無若しくは僅少な場合は、その理由および生活費の出所等を記入してください。

◎家計支持者が現在病気療養中等の場合、現在の健康状態並びに今後の就業見通し等を記入してください。

◎同一世帯に就業できる年齢だが無職または無収入の人がいる場合、その理由を記入してください。

3 「家計調書」

- 同居・別居を問わず、**申請者と生計を一にする家族全員（同一世帯員）について記入**してください。
ただし、**外国人留学生は日本国内に居住する同一世帯員についてのみ記入**してください。
- 学籍番号欄**は空欄にしてください。
- 職業欄**は、会社員、公務員、農業、大工、無職等具体的に記入してください。
なお、就職予定等、申請時現在において未確定の場合は、鉛筆書きしてください。
- 「就学者を除く家族」の給与収入等およびその他の所得欄**については、2019年1月から12月分の所得を次の区分により記入してください。

区分	給与所得者	年金	その他の所得
所得の種類	俸給、給料、賃金、役員報酬、賞および専従者給与、傷病手当、児童扶養手当、生活保護法による扶助費、失業給付金、高年齢雇用継続給付金	老齢年金、企業年金、遺族年金、障害年金、農業者年金等	農業、商業、工業、林業、水産業所得、不動産所得、開業医、弁護士、外交員、公認会計士、大工等、雑所得（利子・配当、家賃・地代、内職収入等）

注意事項

◎給与所得者、年金受給者は、源泉徴収票の支払金額（複数枚ある場合はその合計）を記載してください。その他の所得者は確定申告書の収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください（複数の項目がある場合は合算してください。その際マイナスの項目については0として計算してください）。なお、金額については、千円未満を切り捨てて記入してください。

- 「就学者」欄**は、本人を除き同一世帯員の中に就学者（進学予定を含む）がいる場合に記入してください。
ただし、乳幼児および自宅浪人生は、「就学者を除く家族」欄に記入してください。

- **在学学校名欄**は、国・公・私立別を明記したうえで学校名を記入してください。
また、申請時現在進学予定で進学する学校が確定していない者については、在学学校欄に「(高校、大学等) 進学予定」と鉛筆書きしてください。
- **2019 年度授業料免除状況欄**は、就学者が国立の高等学校以上に在学する者についてのみ記入してください。
- 「本人の収入」の**奨学金関係欄**には、2019 年 4 月から 2020 年 3 月までに受給（予定を含む）した奨学金を漏れなく記入してください。
- **アルバイトを含む収入欄（本人）**は、2019 年（1 月～12 月）の収入額（源泉徴収票の支払金額（複数枚ある場合はその合計））を記入してください。
- **臨時所得欄**は、2019 年 4 月から 2020 年 3 月の間に**該当する所得があった場合に必ず記入**してください。
- **母子・父子世帯**に該当する世帯は有に○をしてください。
- **障害者**に該当する人は、次のとおりです。同一生計内にいらっしゃる場合は有に○をし、続柄を記入してください。

- ◎身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体障害がある人と記載されている人
またはこれに準ずる人
- ◎公害疾病の認定を受けた人で、かつ当該公害による身体上の障害がある人
- ◎原子爆弾によって被爆した人で身体の機能に障害のある人
- ◎精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある人、もしくは知的障害のある人と判定される人
- ◎常に就床を要し、複雑な介護を要する人

- **長期療養者**に該当するのは、申請時現在で 6 ヶ月以上にわたる期間療養中の人、または療養を必要と認められる人です。
また、健康保険等によって医療給付を受ける金額および損害賠償によって補填される金額は控除額から差し引かれます。
- **家計支持者別居欄**は、主たる家計支持者が単身赴任等により別居している場合で、別居のために特別な支出を要する場合が該当となります。
- **災害関係欄**は、申請の前年から申請時まで、日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があり、罹災証明を取得できる場合が該当となります。
- **独立世帯**に該当する人は以下の条件を満たした人です。

- ◎父母等と別居していること（住民票に学生本人しか記載されていないこと）
- ◎父母等に扶養されていない、かつ、自身の被保険者としての健康保険証を有していること
- ◎収入が 103 万円以上あること（昨年勤めていた職場を退職し、本学に入学した学生は除く）
- ◎昨年独立生計を営んだ実績があること（日本学術振興会採用者は除く）